

会議録(2025年度 第2回愛知県事業評価監視委員会)

【日時】2025年8月26日(火) 午後1時30分～午後5時00分

【場所】愛知県本庁舎6階 正庁

【出席者】

(委員) 北野委員長、秋田委員、岡田委員、
鈴木委員、西村委員、本橋委員
(県建設局) 建設企画課長、道路維持課担当課長、河川課担当課長、
砂防課担当課長
(県都市・交通局) 都市整備課担当課長
(県農林基盤局) 農林総務課農林技術管理室長

【内容】

1 開会

2 議事

- (1)第1回委員会 会議録の確認について
- (2)第1回委員会 修正評価調書の確認について
- (3)対象事業の審議について

【再評価】

交通安全対策事業 国道42号(田原市)

交通安全対策事業 一般県道豊丘豊浜線(知多郡南知多町)

河川事業 一級河川矢作川水系矢作川上流圏域(豊田市、北設楽郡設楽町)

河川事業 一級河川矢作川水系矢作川下流圏域

(岡崎市、安城市、西尾市、額田郡幸田町)

河川事業 二級河川大田川水系(東海市、大府市、知多市)

【事後評価】

砂防等事業 宝区域(北設楽郡豊根村)

街路事業 都市計画道路清須新川線(清須市)

- (4)河川整備計画の報告について

3 閉会

(1)第1回委員会 会議録の確認について

[結論]事務局原案を了承する。

(2)第1回委員会 修正評価調書の確認について

[結論]事務局原案を了承する。

(3)対象事業の審議について

対象事業の審議-再評価① 交通安全対策事業 国道42号

県	道路維持課から評価調書(案)の説明
委員	工事費の増額について、具体的な増額は何が原因であるか。
県	工事費の増額については、労務単価、建設資材の高騰によるものの他、市や公安委員会との協議により、工事範囲が変更となったことによる増額、また、地元調整の結果、農業用の畑地かんがい施設を移設する必要性が生じ、前回評価時より増額したものである。
委員	評価調書の変動要因の分析において、具体的な増額原因を記載してはどうか。
県	具体的に記載するよう、評価調書の修正を検討する。
委員	用補費の増額は、何が原因であるか。
県	用補費の増額については、工事費と同様、労務費、物価高騰の影響と、物件の補償費算定方法を見直したことによる、増額である。
委員	事業効果の早期発現のためにも、用地が買収できたところから、並行して工事着手できないか。
県	工事については、これまでに、物件の移転に合わせて道路の擁壁工事や側溝工事に着手しており、今後は、まとめて用地取得ができた交差点部についても、工事に着手することを検討していく。
委員	自転車歩行者道とあるが、詳細はどのような計画であるか。
県	本事業の計画は、既設の歩道形態と合わせて、交差点西側は自転車歩行者道、東側は歩道で整備する計画である。また、自転車は車道走行が原則であることから、車道部に自転車通行帯を設ける計画としている。
委員	評価調書だと自転車歩行者道の記載しかないので、評価調書を修正してはどうか。
県	評価調書を修正する。
委員	事業の目的で、サイクルツーリズムの推進による地域活性化があるが、事後評価で地域の魅力向上の観点ではどのように評価するか。

県	自転車歩行者道、歩道及び自転車通行帯の整備による、自転車の交通量を計測し、事後評価を行う予定であったが、地域の魅力向上の観点で評価するよう、評価調書の修正を検討する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価② 交通安全対策事業 一般県道豊丘豊浜線

県	道路維持課から評価調書(案)の説明
委員	評価調書の事業計画における用地補償について、関係機関協議によって進捗が無かったということであるか。
県	そのとおりである。水道の移設に伴う関係機関との協議のため、用地補償について進捗が無かったことを表現している。
委員	事業計画について、用地補償の部分に点線等で工程を示し、関係機関協議の期間であることを明示してはどうか。
県	評価調書の修正を検討する。
委員	ボックス形状を変更したことで水道の移設が生じたという説明であったが、ボックス形状を変更することになった原因は何か。
県	コスト削減を図るため設計 VE を実施しており、ボックス形状を見直すことで地盤改良範囲を削減しコスト削減することができることから、形状を変更するに至ったものである。
委員	今回の事業は、歩道設置に合わせて車線の線形も見直しているか。車線の見直しをしているのであれば、評価調書にも記載してはどうか。
県	この事業は歩道設置のみであり、車線の線形に変更はないが、再度確認し、必要に応じて評価調書を修正する。
委員	事後評価について、死傷事故率があるが、歩行者等に着目した評価をおこなってはどうか。
県	死傷事故率については、歩行者等の安全確保に着目した事後評価を実施することとし、評価調書を修正する。
委員	路肩 1mは自転車通行空間であるとの説明であったが、ドライバーからすると車道が広くなりスピードを出しやすい状態になったものと思われるため、工事の際にはあくまで 1mは自転車走行空間であることを明示することはできるか。
県	路面標示が可能か、検討していく。
委員	近年、当箇所では歩行者、自転車の交通量は調査していないか。

県	近年は調査していない。
委員	評価調書の内、変動要因の分析では、歩行者交通量が減少していることを記載するのではなく、現在も通学路として利用があることに着目して、必要性の変化を整理してはどうか。
県	内容確認し、評価調書を修正する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

河川事業の費用対効果(B/C) 算出方法

県	河川課から河川事業の費用対効果(B/C)算出方法の説明
[結論]河川事業の費用対効果(B/C)算出方法について、了解を得た。	

対象事業の審議-再評価③ 河川事業 一級河川矢作川水系矢作川上流圏域

県	河川課から評価調書(案)の説明
委員	事後評価に準ずるフォローアップについて、水位低減効果以上にわかりやすい指標はないか。
県	越水等の被害があったうえで事業化しており、事業の途中段階であっても水位が下がっていることを示すことで事業の効果を表現している。
委員	一般の人にわかりやすく、危険水位等と比較したグラフにしてはどうか。
県	H.W.L が計画高水位であるが、H.W.L が一般県民に分かりやすい表現ではないため、再評価調書(案)を修正する。
委員	進捗率について、これまでの計画に対する達成状況が 100%を超えているのはなぜか。
県	実績に整備不要区間が含まれているため、達成率が高くなっている。再評価調書(案)に内容が分かるように工夫する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価④ 河川事業 一級河川矢作川水系矢作川下流圏域

県	河川課から評価調書(案)の説明
委員	世帯数が 18.5%増加していることは、算定要因の変化として大きいのではないか。
県	愛知県公共事業評価実施要領により、算定要因が3割以上変化していなければ費用対効果の再算定を行わない。また、他の算定要因を鑑みて事業の必要性に大きな変化がないと判断した。

委員	2020～2024年の事業費の実績が低いのはなぜか。
県	国の予算を使い事業を実施している。床上浸水対策推進事業費の予算で事業を行っている期間は予算が多くもらえていたが、交付金に変わり、予算が確保できなくなった期間においては実績が低くなっている。
委員	特に問題がないのに、再評価調書(案)P5の判定をBとしたのはなぜか。もし、阻害要因があるのであれば記載するべきではないか。
県	再評価調書(案)を修正する。
委員	再評価調書(案)P7の判定理由は事業採択時ではなく、前回評価時ではないか。
県	再評価調書(案)を修正する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価⑤ 河川事業 二級河川大田川水系

県	河川課から評価調書(案)の説明
委員	軟弱地盤対策に時間がかかることを当初から見込んでいなかったのか。
県	整備計画策定時には軟弱地盤対策が必要なことがわからなかったため、後から事業費を追加した。現時点で軟弱地盤対策に時間がかかっているが、最大7mの軟弱地盤層の区間を過ぎたため、事業の進捗が図られる見込みである。
委員	再評価以降、浸水被害の報告は確認されていないとあるが、大きな雨が降っていないということか。
県	想定する規模の降雨がなく、被害はなかった。
[結論]対応方針(案)について了承する。	

対象事業の審議-事後評価① 砂防等事業 宝区域

県	砂防課から評価調書(案)の説明
委員	同種事業に反映すべき事項について、盛土材料の調達に計画段階から関係者との調整を行うことが重要であるとあるが、実際に計画段階から事前調整を行うことは困難ではないか。
県	地域特性を踏まえると、計画段階から関係者との調整を行わなかった場合は購入土で対応することとなると思われる。
委員	購入土の対応は検討したか。
県	土砂運搬費用等の経費が高額となることから現実性は低いと考える。

委員	了解。地域特性を踏まえると、盛土材料の調達の記事内容も妥当であると思われる。
[結論]対応方針(案)について了承する。	

対象事業の審議-事後評価② 街路事業 都市計画道路清須新川線

県	都市整備課から評価調書(案)の説明
委員	本事業は順調に進んだのか、それとも苦労した事業だったのか。
県	一般的な事業では用地取得が一番苦労するところであるが、本事業は過去に実施された土地区画整理事業で用地が取得されていたため、他事業に比べると短期間で完了できた事業である。
委員	事業期間延長の理由が地下占用物の移設に時間を要したとのことであるが、移設した管は何であったのか。
県	<p>本事業において工事の支障となったのは用水管であるが、その周囲にはガス管および上下水道管が並走しており、これらの管についても併せて移設を行う必要があった。そのため、各管理者との調整や一つずつ順に管の移設作業を進める必要があったことから、事業期間に影響を及ぼす結果となった。</p> <p>また、これらの管は事前の確認結果とは異なる位置に埋設されており、順次移設を行う必要があった。このような事例は同種の事業においても稀であることから、事業期間の延長はやむを得ない対応であったと考えられる。</p>
委員	今回が稀な事例であるということであれば、同種事業に反映すべき事項では無かった旨を評価調書に記載した方が良いのではないか。
県	評価調書の「事業期間に対する評価」の部分へ記載をする。
委員	旅行速度は、どのような方法で算出したのか。また、算出した方法は、評価調書に記載した方が良いのではないか。
県	一つのルートに対して、3～5回走行し平均値を出している。評価調書には、算出方法が分かるよう記載をする。
委員	旅行速度について、事業採択時の結果はないのか。
県	事前に調査した結果がないため、整備後の実績について記載をしている。
委員	達成状況の安全な歩行空間の確保で記載している小学校へのヒアリングについて、誰に対して、どの程度の規模で行ったか、もう少し詳しく記載した方が良いのではないか。
県	小学校に出向き、校長先生等教職員にヒアリングを実施している。評価調書には実施内容が分かるよう修正を行う。

委員	評価調書では近隣小学校と記載しているが、小学校名を記載した方がヒアリングを行ったことが明確になるのではないか。
県	評価調書に小学校名を記載する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

(4)河川整備計画の報告について

県	河川課から説明
委員	河道掘削等の河道を広げる事業は流域治水の一環か？
県	流域治水は河川管理者だけでなく、市町村などが流域全体で治水対策に参加してもらうものである。河道拡幅等の河川整備は河川管理者である県が実施しており、市町村は下水道事業や貯留施設等を実施している。また、浸水想定区域の作成などソフト対策も併せて実施している。
[結論]河川整備計画の報告について、了承する。	

以上